

四万十市福祉センターにおける施設利用について

【令和4年2月14日以降】

令和4年2月12日から高知県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置を実施することを受け、四万十市社会福祉センターの利用について、2月14日（月）から、まん延防止等重点措置が解除されるまで、以下のとおり利用方法について変更することとしました。

なお、施設の利用に当たっては、今後も国及び高知県の動向、本市における新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況等を踏まえ、変更する場合があります。

利用者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止のための取組にご理解とご協力をお願いいたします。

1. 利用内容の制限について（令和4年2月14日～）

1) 貸室に関しては通常定員の2分の1とします

- ①「新しい生活様式」を取入れた感染予防対策を遵守・徹底できない場合は利用不可となります。
- ②飲食（水分補給を除く）は利用不可となります。

2. 期間について

令和4年2月14日（月）から、まん延防止等重点措置が解除されるまで。

3. 「新しい生活様式」等を取入れた感染予防対策

1) 3つの密（密閉・密集・密接）を避ける

- ①各部屋の定員を超える人数で利用しないようお願いします。
- ②人との接触を避け、対人距離を2m（最低1m）確保し、対面を避けるようお願いします。
- ③近距離での会話、多数の人が集まり大きな声を出すことは避けるようお願いします。

2) 健康チェックと手洗い等の徹底

- ①利用前にご自宅で検温してくださいようお願いします。
- ②入館時には必ずマスクを着用していただくとともに、消毒用アルコールで手指の消毒をお願いします。
- ③館内では、咳エチケット、マスク着用をお願いします。
- ④入館時やご利用後も石鹸や流水でのこまめな手洗いをお願いします。
- ⑤各室では1時間に1回は換気を行ってください。施設をご利用の際は、着用する衣服の調整により、暑さ・寒さへの対応をお願いします。

3) 以下の事項に該当する場合は、来館をお断りします。

- ①37.5度以上の発熱がある場合（又は平熱比1度超過の場合）
- ②息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）、咳、のどの痛みがある場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ④同居家族や身近な知人に、感染の疑われる方がいる場合

- 4) 来館者に感染が確認されたときに備え、利用者名簿（体調確認・氏名・連絡先等）の記入・提出をお願いします。
- 5) 収集した情報は、感染者が発生したとき、保健所等の公的機関へ提供する場合があります。
- 6) 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安が現在、「特別警戒」となっておりますが、「非常事態」となった場合は、休館とする場合があります。

4. 各施設の利用者の上限人数

室名	上限人数	通常定員数	備考
大会議室	50名	100名	通常定員数の2分の1
小会議室	11名	22名	〃
老人憩い室	15名	30名	〃
研修室 I	12名	24名	〃
研修室 II	15名	39名	〃

[お問い合わせ]

四万十市社会福祉センター

電話：0880-35-3011

